

複数市町村での共同設置

2. 実施主体

ガイドライン (p10)

センターの実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、一部事務組合等による、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

センターの実施については、市区町村が認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。委託先の選定に当たっては、センターが実施する業務の趣旨・理念、制度的位置づけを理解し、適切かつ確実に業務を行うことができる委託先を選定すること。併せて、妊産婦及びこどもと子育て家庭等の個人情報を取り扱うため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている必要がある。

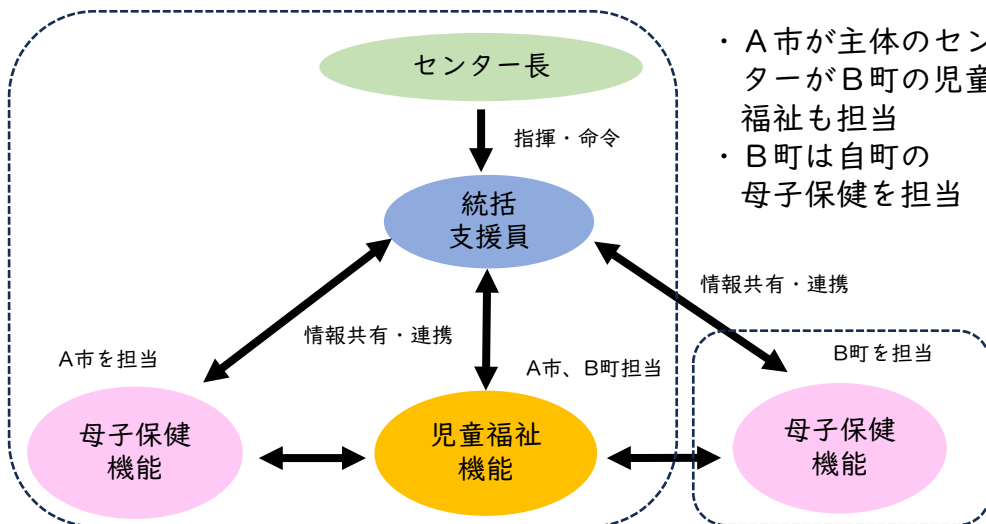
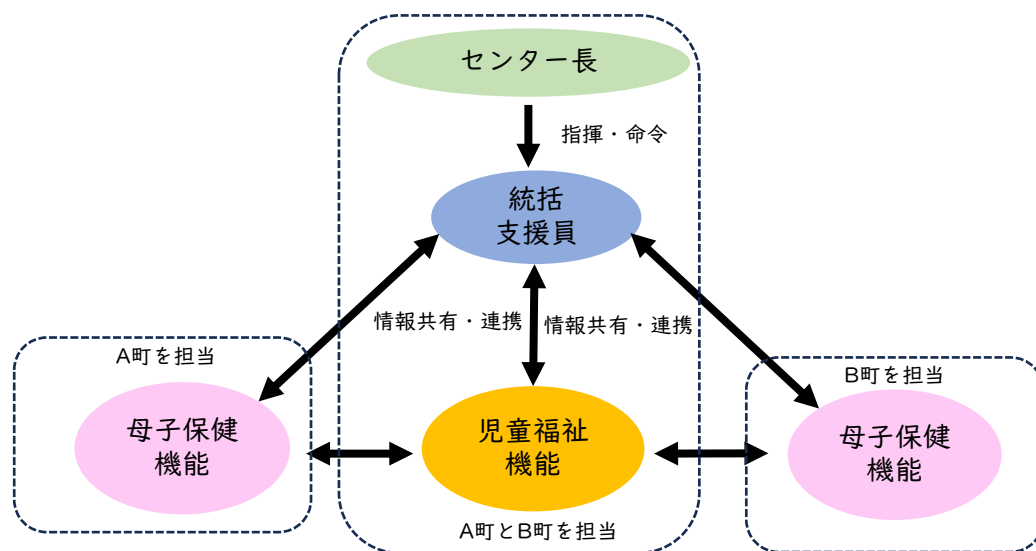
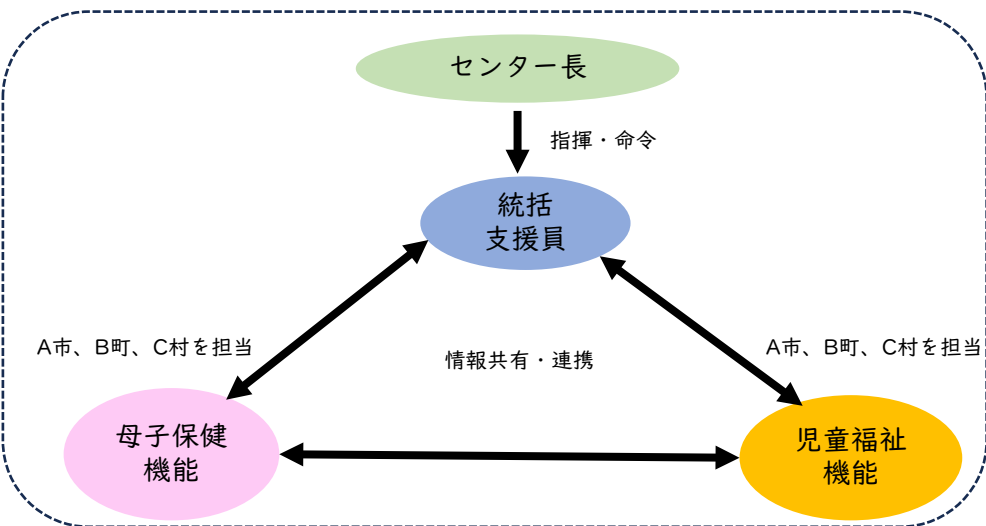
こども家庭センターは、複数市町村による共同設置も可能とされており、共同設置に向けて検討が進められているエリアがあります。

1つの町村単独では対象となる出生数や児童人口が少ない場合も、近隣エリアの複数市町村を合計すると一定の人口規模になり、そのエリア全体としては、こども家庭センターとしての相談体制や包括的支援の機能を充実させる必要性や一定の業務量が生じうると考えられます。

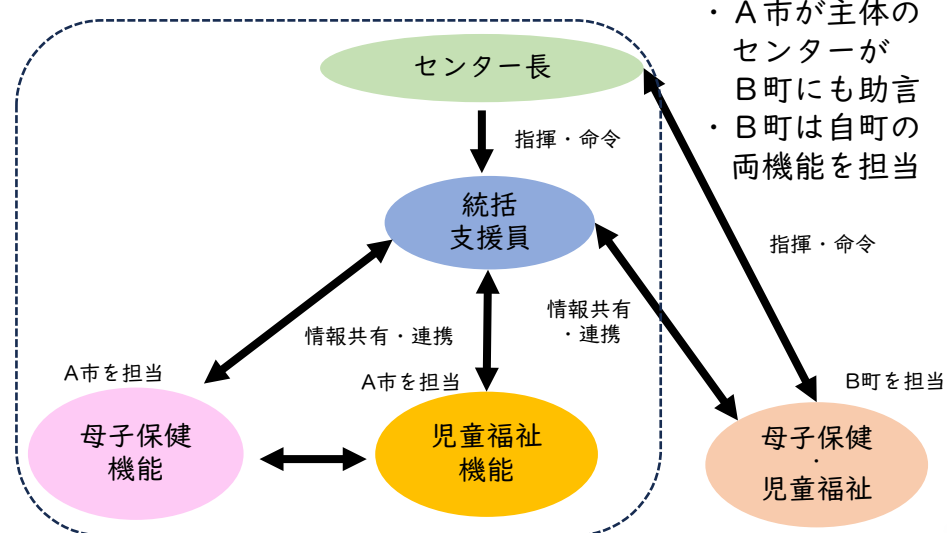
例えば、複数市町村から職員を出して児童福祉機能を共同運営する方法や、児童福祉機能の相談業務など一部業務を社会福祉法人等に委託して経費を複数市町村で負担する方法などが考えられます。

(参考) 共同設置形態の例

※いずれもセンターは1か所



- ・ A市が主体のセンターがB町の児童福祉も担当
- ・ B町は自町の母子保健を担当



- ・ A市が主体のセンターがB町にも助言
- ・ B町は自町の両機能を担当

複数市町村での共同設置

Q11. 共同設置をする場合の配置基準は？

A11. 児童福祉機能の最低配置人員は、共同設置する複数市町村の合計人口が該当する規模（合計の児童人口が小規模 A 型であれば小規模 A 型）の基準が適用されます。ただし、共同設置によって対応エリアが広域となり家庭や関係機関への移動距離が長くなること、母子保健機能や関係機関との調整、家庭支援事業の実施などに係る調整業務も増えることから、共同設置に関する人員配置については、小規模 A 型での人員配置の例（p10）で示した例外的な 2 名体制（⑤）では運営が困難だと考えられますので、原則として最低 3 名体制（①～④）としてください。

Q12. 一部事務組合、広域連合、協議会など、どんな形態で設置しても問題ないか？

A12. ガイドライン上、「一部事務組合等」による共同設置を可能としており、一部事務組合、広域連合、協議会など、市町村が共同でセンターを運営できる形態であれば制限はありません。また、児童福祉機能のみを複数市町村が共同で運営したり児童家庭支援センターその他の社会福祉法人等に委託するといった方法による共同設置も可能です。

Q13. 市町村の人口規模によって、共同設置の可否に制限はあるか？

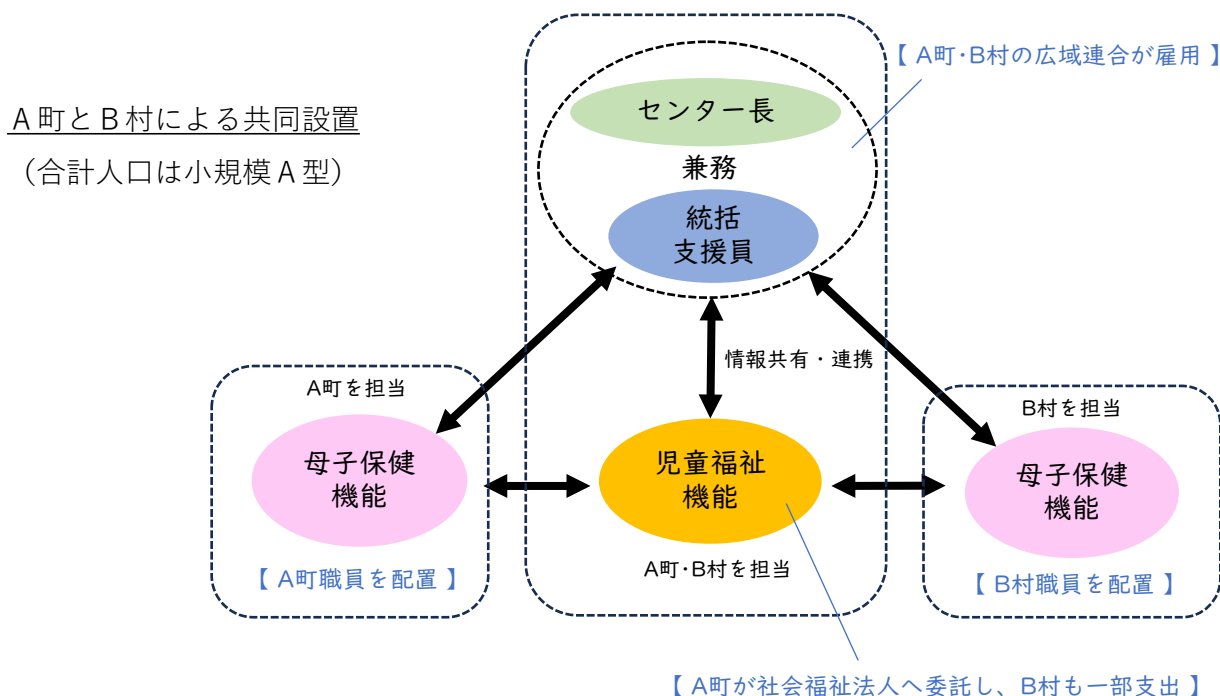
A13. 人口規模による制限は設けられていません。小規模 B 型以上の市町村においても共同設置は可能であり、小規模 A 型と小規模 B 型の市町村が共同で設置することも差し支えありません。

Q14. 共同設置した場合の利用者支援事業(こども家庭センター型)交付金の申請方法は？

A14. センターを構成する市町村それぞれから人件費等の必要額を交付申請していただけますので、次ページ（共同設置における交付金申請の例）を参照の上、各職員に係る雇用契約又は委託契約を締結している市町村から申請してください。同一人物に係る費用について複数の市町村からの申請はできませんので、共同で費用負担している場合は代表自治体が交付金受領後に配分してください。

(参考) 共同設置における交付金申請の例

- センター長兼統括支援員 1 名【A 町・B 村から成る広域連合が雇用】
- 母子保健機能 A 町担当保健師等 1 名【A 町職員】と B 町担当保健師等 1 名【B 町職員】を配置
- 児童福祉機能【A 町が社会福祉法人へ委託】して子ども家庭支援員 1 名を配置



A 町による交付金申請

- ・統括支援員 1 名分 (広域連合を代表して申請)
- ・母子保健機能 保健師等 1 名分 (専任又は兼任)
- ・児童福祉機能 小規模 A 型基本分 (一部委託)

B 村による交付金申請

- ・母子保健機能 保健師等 1 名分 (専任又は兼任)

↑ B 村負担分 (統括支援員雇用経費、児童福祉機能委託経費)
× 国庫補助率 を A 町が受け取った交付金から B 村へ分配